

事務連絡
令和2年4月9日

各小中学校保護者殿

宜野座村教育委員会
教育長 志良堂 芳男
〈公印省略〉

児童生徒及び教職員から新型コロナウイルス感染が判明した場合について（依頼）

平素より、学校における感染症拡大防止対策の推進へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

みだしのことについて、沖縄県教育委員会教育長の要請に基づき宜野座村教育委員会としても今後、幼児児童生徒への感染拡大を未然に防止すべく、下記の措置を講じます。

お子様が感染した場合または、家族が感染した場合は、速やかに学校への連絡をお願い致します。

家族の中から感染者が出た場合は、幼稚園、小学生、中学生は登園・登校はしません。

1 児童生徒が感染した場合

- (1) 村教育委員会と中部保健所との協議の上、その学校または村内全小中学校の「臨時休業」または「臨時休校」とする。

※休業とは、児童生徒は休み、教職員は出勤。

※休校とは、児童生徒及び教職員も休み。

- (2) 臨時休業または休校の期間は、感染者が最後に登校した日の翌日から2週間とする。

※例4月22日が最後の登校日、その翌日、23日から5月7日まで（2週間）。

- (3) 感染者は、中部保健所や医師の指示に従って下さい。

- (4) 他の児童生徒は、休業または休校中は、各家庭で午前・午後の2回、検温を行って下さい。
(健康観察のため保護者のご協力をお願いします)

2 教職員が感染した場合

上記の(1)から(4)の対応と同様とする。

3 臨時休業または休校の決定の周知について

- (1) 村として、村HP、教育委員会HP、村防災無線、村LINEで周知する。
(2) 学校として、学校HP、学校じんじんメール(eライブラリー)で周知する。
(3) 学校再開の周知は、上記(1)(2)をもって行う。

※他の児童生徒が休業または休校中に、発熱や咳、風邪症状の疑いがある場合は、中部保健所へ速やかに連絡をして指示を受けること。その際は、学校または宜野座村教育委員会教育課へ連絡すること。

・中部保健所 TEL098-938-9701
・宜野座村教育委員会教育課
TEL098-968-8522